

第 68 回人口・社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 28 日（金）13:00～14:25
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
（部 会 長） 白波瀬 佐和子
（委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子
（専 門 委 員） 齋藤 博
（審議協力者） 美添 泰人（青山学院大学経営学部プロジェクト教授）、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、神奈川県
（調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室：中村室長ほか
（事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「国民生活基礎調査の変更について」
- 5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、ただ今から第68回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日は、12月18日に開催した第65回部会に引き続き、国民生活基礎調査の変更について審議いたします。年の瀬の迫るこの時期に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

最初に、本日の部会の審議時間についてお知らせいたします。皆様には事務局から御連絡を差し上げておりますが、本日の部会は15時までを予定しております。

ただ、場合によりましては少し延長をお願いするかもしれませんので、あらかじめ御承知おきいただきますようお願いいたします。

既に御予定のある委員、専門委員等におかれましては、15時となりましたら御自由に御退席いただいても差し支えありませんが、お時間の許す限り御出席くださいまして、審議に御協力いただければ幸いに存じます。

また、部会の審議日程ではこれまでの審議を踏まえまして、本日の部会で答申案について審議を行うことを予定しておりましたが、一部の審議事項については、これまでの審議結果などから本日の部会審議も踏まえた上で答申案を整理し、審議を行った方が良いのではないかと判断いたしました。

つきましては、誠に恐れ入りますが、1月にもう一度、部会審議を行うことにさせていただきたいと思っております。1月に開催する5回目の部会の日程の関係では、事務局から皆様方に照会の連絡を差し上げて相談しておりますが、1月18日午後ということで考えております。大変恐縮ですが、御協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

さて、本日も引き続き審議協力者といたしまして、青山学院大学の美添泰人教授にお越しいただいておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料と本日の審議スケジュールについて事務局

から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日は、資料1ということで前回部会において整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答をお配りしておりますので、初めにこの資料1に基づきまして、前回部会で宿題となった事項について改めて御審議をお願いいたします。

その後、資料2ということでお配りしておりますが、答申案について御審議をお願いしたいと思っております。

ほかには、本日、席上配布資料ということでお配りしているものが2種類あります。一つが平成25年国民生活基礎調査の所得票、世帯票の回収状況、表裏の一枚紙のペーパーですが、これにつきましては部会終了後、回収させていただきますので、お持ち帰りにならず、そのまま席上に残しておいていただきますようお願いいたします。

もう一つは、議事概要をお配りしております。これにつきましては、本来であれば、あらかじめ皆様方に御確認いただきましたものを参考資料としてお配りするところではありますが、前回部会から余り期間もなかった関係で皆様方にはまだ内容を御確認いただいておりますが、審議に資するという観点から、事務局作成の未定稿ベースのものを速報版ということでお配りしております。

事務局からの説明は、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。もし席上配布資料の余部がありましたら1枚、私のところに頂けますか。先生方は大丈夫でしょうか。過不足なく資料は届いておりますでしょうか。

ありがとうございます。これから審議に入らせていただきますが、その前に前回部会におきまして非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論についての研究会である国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会が平成23年3月に取りまとめた報告書について、統計委員会ホームページに掲載されているのではないかと発言がありましたので、これにつきまして統計委員会担当室から確認した結果の説明をお願いいたします。

○伊藤内閣府統計員会担当室長 国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会の報告書自体については統計委員会、それから人口・社会統計部会の資料として提出されていませんでしたので、統計委員会ホームページには掲載されていません。

なお、その研究会の検討結果を厚生労働省で整理した資料が、前回のこの国民生活基礎調査の諮問審議のときに、平成24年12月10日の人口・社会統計部会に掲載されています。その資料は、統計委員会のホームページに掲載されています。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これにつきましては大変中身の濃い、極めて良くできた報告書ですので、あるという事実は厚生労働省からも言及されていたのですが、肝心の中身について詳しい丁寧な説明がありませんでしたので、統計委員会担当室から確認を行ったということであると思えます。

では、本件につきましても後ほど何かの形で言及することはあるかと思えます。それでは本日お配りしている資料1に基づきまして、前回部会において皆様からの御意見等としてなされた事項に対する調査実施者の回答について審議を行いたいと思えます。

資料1の1ページの「「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項への対応について」、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 資料1を御覧ください。前回部会におきまして、ショートフォーム、ロングフォームの調査票の使い分けができないかという御議論があったと思えます。その際に、私どもから単位区設定のスケジュールの面で難しいという説明をさせていただいたのですが、そのときに国勢調査におけるデジタル地図の活用方法というものができないのかという御意見がありまして、調査員による準備調査に拠らない単位区設定が可能なかどうかを検討するという事です。それで、私どもで国勢調査の担当に実際のデジタル地図の活用について話を聞きまして、今回資料としてまとめております。

回答ですが、まず調査区・単位区設定の前提ですが、国勢調査区情報というものは国勢調査が実施されて大体2年後から実際の調査区の情報が利用できます。したがって、例えば平成22年の私どもの調査が6月ですので、平成22年の10月に実施される国勢調査の調査区の情報が利用できないということになります。

それで、下に「・」が書いてありますように、平成19年から23年の調査であれば平成17年の国勢調査を使う、平成24年から28年であれば、平成22年の国勢調査の調査区を使って無作為抽出しているということです。当然、これ以外にも、毎年、他の調査との重複調整も行っております。

所得票の単位区設定につきましては、世帯票の調査区、50世帯ぐらいに区切られているのですが、これをおおむね25世帯から30世帯ぐらいに分割して行っております。このように分割することは、同じ対象世帯数であっても調査の精度を良くすることや、調査員の負担を低くするというようなことで、できるだけ効率的な調査の観点から、このような形で実施しております。

そういうことで、私どもといたしましては、正確な調査対象を把握するためには準備調査が必要ということです。

国勢調査の担当から聞いたところにつきましては、その下の方に書いてありますが、平成27年、今年の国勢調査からデジタルの地図を利用しております。具体的には、総務省が一括調達しまして、2者から情報を得ております。それで、この情報を各自治体に貸与するという方法でして、その情報を使うかどうかは自治体の任意ということになっております。

この情報はどういうものかと言いますと、地図には氏名や世帯数などの情報は記載されておりません、白地の住宅地図ということです。

具体的に2ページ目を御覧ください。2ページ目ですが、このような区画で、建物がこ

のようにありますよというような形で白紙の地図の情報がデジタルで実際に配られているということです。それで、実際にかかる経費はおよそ数千万円ということを知っております。

それで、これを使うのかどうかは自治体の任意なのですが、実際にその地区要図の作成に当たっては調査員が作成しているということで、調査員が受け持つ調査区を巡回して建物等の確認をして調査区要図を作成しております。それで、その後で調査区の番号や単位番号を自治体が作成しております。

実際に調査員が回ってできたものが3ページ目になります。3ページ目の中のところを見ていただきますと、個人の名前など、こういったものが入ってこういう要図が作成されるということです。

それで、このデジタル地図のメリットを聞いたところ、これまでは手書きで調査員が要図を作っていた。それが、こういう区画みたいなものが実際にありますので、それを作る必要がないということで、この部分の負担軽減は図られるということです。

それで、右下の方に行きまして注意点がありますが、これは担当の方に聞いたのですが、この地図情報というものが2年に1回くらい更新されるということで、実際に調査に当たるときには古いという場合もありまして、この情報を鵜呑みにしてはいけないということで、総務省としても実際の調査対象を把握する観点からは、最後はやはり人の足で確認することが大切ということをおっしゃっております。

それで、これ以外にもこの情報を使おうとすれば専用ソフトが必要でして、これは自治体の負担になっているということです。そういうことで、調査員がやはり足で回って、実際に変化があればもらったものに修正を加えているということです。

それで、私どもとしましては、単位区の設定については事前にその単位区に分割する、例えば20世帯から30世帯くらいを決めるに当たっての情報がありませんので、やはり調査員が実際に回っていただいて、国勢調査と同じように準備調査を引き続きやる必要があるということです。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。

では、美添先生からこの点をお願いします。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 私が尋ねたことを調べていただいてありがとうございます。少し趣旨と違う点もありますが、詳しく回答があったので、分かる範囲でコメントさせていただきます。

二つありまして、まず、国民生活基礎調査で言っている単位区設定というものは世帯票の単位区のことなのか、それを分割する所得票に関する調査区の分割なのかがよく分からないのですが、最初の世帯票のときにも単位区を分割するのでしょうか。この点だけ、イエス、ノーでお答えいただけますか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 単位区の設定は、所得票の調査をやるために世帯票の地区を二つや三つに分割するということです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 そうすると、世帯票の調査区は前回の国勢調査による7年近く前のものを使って、全数調査の対象にするということですね。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 国勢調査の調査区を抽出しまして、実際に調査員が準備調査をして、当然時間の変動がありますので。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 調査区を分割するかどうか教えてください。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 世帯票は、分割はしません。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 分割しないのですね。国勢調査区の場合は単位調査区を分割するために、調査年の1月か2月に調査区設定業務というものがあるのですが、同様な作業は厚生労働省としてはとても難しいからできない、その理解で間違っていないですね。国勢調査のような前回国勢調査の調査区を更に分割、統合するための事務作業はなさっていないし、多分余裕もないのですね。検討する余地も全くないほど面倒だ。そこを前提にします。

そうすると、私が前回の部会で実施してみたら楽になるのではないかと考えたことを申し上げますが、現在の国勢調査の実施に当たっては調査区要図、この資料1の2ページ目と3ページ目にお示しいただいたのですが、今年行われた国勢調査で調査員に提供された地図は2ページ目の調査区要図等のほかに、世帯の名前の入った建物の地図があり、二つの地図を提供しています。

2種類の地図の一つはこの2ページの調査区要図で、これは白黒ですが、もう一つカラーの地図で世帯の名前が入った建物が示されています。このカラー地図を持った調査員が現場を巡回して、調査区要図に新しい建物を記載し、無くなった建物を削り、3ページの調査区要図を作成します。結果的に調査員は手書きで名前を書きます。

それから、建物の図も薄い線で表現するという工夫がなされています。2ページ目の調査区要図のように建物ははっきりした線で示すのではなく、ぼかした薄い線にしたものを提供しているはずですが。調査員は調査用品として与えられた定規等を使って太い線に書いて、そこに世帯の番号、あるいはアパート、マンション等の名前を書く。アパート、マンション等であれば欄外に1階、2階、3階と分けて、そこに世帯の名前を書くという作業をするのです。

前回の部会で私は、調査区の分割をすれば楽になると考えたのですが、そもそも分割を行っていないのであれば、国勢調査の調査区内が100世帯になろうが、20世帯に減ろうが、そのまま調査を実施せざるを得ない。世帯票調査はそれで構いませんが、さらに、もし調

査区内の数がある程度統一しようと思うならば、世帯名簿の入った2年前程度の地図であっても良いので、形式的に調査区を分割することは原理的に可能なはずなのです。完全ではなくてもある程度の精度が出るのが大事なので、相当程度有効な情報を持っている地図を使って事前に厚生労働省で調査区を分割することができると思っています。

それから、1ページ目の下の方にあるデジタル地図の利用についての説明で「○」が3つあって、デジタル地図を調査員に貸与して調査区要図を作成する、2ページ目にある絵を3ページ目のように世帯を入れて、ないところにはバツをつける。この作業を調査員がすると、これは一調査区当たり1時間から2時間かかるものですから、事前には確かにできないと思います。

また、「○」の最後の「調査区番号・単位番号は自治体が作成」なのですが、先ほどの説明では、調査区要図の後にとおっしゃったようですが、これはその前です。調査区要図の前に、2ページ目の右上の方に調査区番号、単位区番号を記入するのは調査員です。具体的には1-2で、単位区の番号は0001-1というものが調査の基本単位区で、この調査区の中の基本単位区は、この絵では3つ書いてありますね。単位区が3つの基本単位区に分かれている例が示されています。調査員は、あらかじめ与えられた調査区番号および単位区番号を書くだけで、自治体が作成した番号を渡して調査員が巡回する。手順はそうなっています。

ですから、国勢調査の手順を厳密にたどることは無理ですが、調査区情報としては十分なものがあるので、費用がそれほどかからないものであれば、今後、所得票はもちろんのこと、世帯票に関しても、調査区の変化に対応することはお考えになっても良いのではないかと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 まず1点目ですが、実際に4月に準備調査を実施して、世帯票の対象の世帯数を確定させるわけですが、それをしませんでした元の国勢調査区をそのまま使うということであれば対象の世帯数が確定しませんので、そこはやはり調査員が回らないと駄目だということです。

それで、2つ目の例えば国勢調査の後でマンションができて、1つの地区が200世帯になっているというような場合に世帯数を分割というか、例えば50世帯にしてしまうなど、そういうことはあり得ることだと思いますが、そこは今すぐ採用というわけにはいかないということです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 世帯数の確定はもちろん調査員が巡回して行うのですが、その結果で調査区を大きくしたり、追加したりということは考えていないわけですから、簡素化する方向で何の間違いもないですね。国勢調査区をそのまま使って、結果的に世帯が増えたか減ったかは、準備調査とおっしゃいましたが、世帯を巡回してその調査区要図を作る段階、世帯一覧表を作る段階で確定することですね。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 国勢調

査区の段階で実際に例えば50世帯というようになっていたとしても、それを機械的に例えば半分にしますね。ですが、時間の経過とともに、その半分のところが実際には25世帯から50世帯ではなくて50世帯や100世帯などになっている可能性があるのです、そこは前もって世帯を回らないと駄目だということです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 先ほどの御説明だと、回った結果で調査区を変えるわけではないのでしょうか。調査区は固定してあって、結果的に集計する世帯数が変わるだけなので、そこの作業を少し切り分けた方が良いのではないですか。別に新しい手間が必要だと言っているわけではなくて、従来と同じ手間で住宅地図を適当に使うことが可能ではないかと言っているだけなのですか。

○白波瀬部会長 調査実施者の方はいかがですか。とても足元の話なのですが、やはりこのところで原票となる国勢調査からの調査地区と、実際に準備調査で歩いて得た台帳との間での違いについては、当委員会でも何度か言及されました。ただ、本来であれば、何パーセントくらいのブレがどれくらいの地区で出ているのかということは足元の情報であるはずなのです。そのデータこそ頂きたいのです。そのデータをもって説明していただきたいのです。

それで、現状このようなやり方でなさっていて、今の美添先生からの御提案はデジタル地図の利用についてこれだけ丁寧に御説明いただいて大変有り難いと思うのですが、そこでのポイントはデジタル地図を使えということではなくて、御提案は実際の調査地区から準備調査に至って、それで単位区、ここの間の時間をできるだけ省力化しつつ、効率化したらどうかということですね。結局ここの元のところのずれというものがいろいろなところで影響してきますが、そこはブラックボックスでずっとあり続けていて、そのノイズは残り続けて、それでいろいろな結果に反映しているという部分もあります。どうもこの部会でやり取りがうまくかみ合っていないということがあります。逆に言えば美添先生がこれだけ御存知であるということは、これだけとても良い調査なので、より良くするためにどのような考え方があるのかを調査実施者の方から積極的に出していただくというやり取りのはずなのです。

ですから、そういう準備調査云々というものは、4月でブレがあるはずなので50世帯から20世帯に少なくなるのでと、そういう説明を頂きたいというのではなくて、具体的にどれだけブレるか。実際に今日も抄録として出されているこの報告書、参考で別紙の7の資料ですが、実はここの7ページの最後のところで、私はこの報告書はとてもよくできているので、どうしてこれを積極的に活用されて今まで御説明されなかったのか、本当に残念です。「国勢調査地区の問題点について」というものが(4)です。ここに情報の劣化の話が既に書かれているのですね。

ただ、この劣化について、ここの報告書では「国勢調査地区情報が更新される前後の年で極端な結果の差は観察されていないので、影響は少ないとみることはできる」ということが述べられています。それで、厳密さはとても追求されているので、そのアンバランス

さが、要するに厳密に100にしようと思っていかれると、必ずそれは達成できないので、それがいきなりゼロに振れてしまうという御説明にはなってくるのですが、集落抽出を含めて予算と人を考慮した結果の最大公約数のやり方として自信を持たれて良いと思うのです。

ただ、この自信を持たれるということが、我々は別に問い詰めているなど、そういうことではなくて、より良く次に改善は何ができるかということです。ずっと積み上げてきたはずなのです。

ですから、やはりここの報告書を見る限り、少なくとも有識者が見る限り、ここでの影響は余りないと言っているのです。この辺りのことも含めまして、今の美添先生の御質問に対する御回答が少しずれているかなという印象を私自身持ったのですが、いかがでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 美添先生、単位区をまず国勢調査の情報で決める、そのときに25世帯から30世帯くらいに分けるのですが、実際には変化がある場合に分けた結果で、例えば、その単位区や世帯数が大きくなっていると、それはそのまま行うということなのですか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 従来そうなさっているのです、そのままやれば良いのではないのでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 世帯票は大きくなれば大きくなる形で行っているのですが、所得票につきましてはその単位区を設定して一定の25～30くらいになるような客数数を確定させているわけです。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 単位区という言葉には、2種類あるのです。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 ですから、国勢調査区で言う単位区と、私どもで言う単位区と。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 国勢調査で言う単位区には二つあるのです。御存知ですか。

普通の単位区と、単位区内を分割した基本単位区があります。それで、基本単位区というものは大体20世帯から30世帯になるように国勢調査側で設定していて、御覧になれば分かりますが、頂いた地図の2ページ目、これは複雑な形の単位区になっていて3つの基本単位区に分かれているという線は見えますか。中に細かい線で区切りがありますよね。

ですから、最後の番号で1-2となっていますが、これは1-1、1-2、1-3と三つあるのです。これは総務省、市区町村における調査区設定事務の際に確認して分けているものです。

一つのアイデアとして、これをそのまま20世帯から30世帯だということにして所得票の単位区にしてしまう。おっしゃっていたように本当に大規模なマンションができることもあって、現状ではこのやり方をしても100世帯という基本単位区が国勢調査の場合に実際にあるのです。だから、それが難しいということは分からないでもないのですが、その程度

のことであれば、地図情報で確認することはある程度はできると思います。検討の余地があると言っているだけで、すぐできるとは私も考えていません。

○岸厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室専門官 改善の御意見ということで、ありがとうございました。

先生に少し質問なのですが、今、一応増える場合の前提でお話が進んでいたのですが、逆に例えば減ってしまった場合ですね。本来、100世帯あったはずなのに、それこそマンションや、分からないですが、道路など最近拡張していますので、ここの周辺もそうでしたが、突然なくなっていたりして、例えば30世帯から40世帯などなくなってしまった場合は、この地図上で分けてしまうと、その単位区の、例えば、本来うちが欲しかった分が確保できないなど、うちの場合は団地やマンションなどもそうなのですが、フロアごとで単位区を分けるケースもあったりするので、そういうこともあって調査員で正確な人数を把握して単位区設定をして精度を上げたいというところがあるのです。

それで、先生の御意見は一つの御示唆ということで、少し精度が落ちるかもしれませんが、そこは許容範囲で、そこは白波瀬部会長がおっしゃるようにきちんとバックボーンとなる数字がなければいけないという御意見もあったと思うのですが、今、回収率が所得票は低いという前提で部会は進んできたと思うのですが、その辺りのリスクというものもかなりリスクな感じもしますので、うちの回答もスタンス的には素っ気なかったかもしれませんが、リスクな感じになってしまうよという話が前提だったりするとなかなか、それで良いのかなという感じはするのですが、例えば減ったときも自動的に区分けしてしまって良いものなのでしょうか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 本質的な議論になっているので、やはり検討してほしいというのが本音です。

今おっしゃったことは実は集落抽出をしているから目立つことで、そういうことならばなぜ無作為抽出を行っていないのですかという質問が逆に飛んでくるのです。私は集落抽出が良いと思っているのですが、原点に戻ると、なぜ集落抽出でなければいけないかという議論になります。集落抽出が良いという理由は他に幾つか思いつくのですが、この資料にはそれが書かれていないのです。以前、厚生労働省の担当者と話したときには明確な説明がありましたから分かっているはずですが、資料で明示的に言っていません。今の説明だと、では無作為抽出をなぜやらないのですかという質問に答えなければならなくて、それには回答を用意してあるとは思いますが、大ごとにならない程度に見直しを続けていただくというスタンスが一番重要ではないかと考えて、先ほど調査区の設定のところを少し詳しくお伺いしたということです。

○白波瀬部会長 やはり、基本的にはそういうことだと思います。今のお話は本当にここで、やります、次年度からということ、こちらもそんなことはできるはずはないというか、そんなことを言うつもりはありません。ただ、やはり平成23年3月の報告書から次の報告書がまだ出ていなくて、継続的にこれは本質的に、それで精度が落ちるといってもい

ろいろな確率ですから、どちらの方向でも精度は実際に落ちているわけで、問題が誤解も含めた形で世の中に出ているわけですね。

すると、注目されていればいるほど、厚生労働省はきちんと実施しているということも積極的に出される方が良いし、その価値はあると皆、委員としても思っていると思うのです。

そのためにどうかということでもいろいろ意見を言って、繰り返しですが、これはやはり報告書を読み込んだ形でこちらの方に説明していただくべきものだったというように私は今でも思っています。それがこの審議をスムーズに進めることになり、つまりこれができないというところと、現状がいかにマックスであるかというお答えなのですが、いかにせんそれだけでゼロ回答で進める時代の風潮でもなくなっておりますので、そういう意味では部会としてはそれなりの議論を尽くした形で統計委員会に上げたいと考えております。

繰り返しですが、今、美添先生からはかなり核心的な標本設計の話がありまして、今は室長を始め調査実施者側なのでとてもよくお分かりなのですが、これはもしかしたら、委員の皆様も余り十分御理解は、私も含めましてどれだけ十分に理解できているかは疑問で、これが一般国民に対してどれだけの説得的な情報が提供されているかということは少し難しいと思います。

ただ、一言だけ申し上げておきますと、これは全部課題で検討しますということで終わりというわけにはやはりなかなかいきませんので、どういう形の収束の仕方かということは今後答申という形で検討したいとは思っているのですが、美添先生からの御意見を含めまして、そういう意味ではないかというように補足させていただきます。他に何かありませんか。

意見はありませんので、この資料1の御説明についてはといたしますか、このデジタル地図の利用について、利用できないということにつきましては、本部会においてはできないということで、この時点では了承いたします。

ただ、本質的な標本抽出の話等につきましては、本題のところまで関わりますので、その点につきましては、ここでは結論を差し控えたいと思います。

では、資料1の4ページの「統計委員会諮問第45号の答申における「今後の課題」への対応状況について」、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 初めに、席上配布資料を今から配らせていただきます。

(資料配布)

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 では、4ページのところを御説明します。

前回の部会で世帯数の差異について御説明したところ、推計方法等について御提言がありました。それに対する回答を申し上げたいと思います。

前回部会時において御提案があった推計方法としましては、以下のとおりです。これは、

会議終了後に事務局の方からメモを頂いたようなものがありまして、それを私どもの方で解釈したものが二重枠のところになります。

それぞれの調査区 j に対して属性として、属性 h の対象世帯数は n_{jh} 、対象の世帯数ですね。それに対して、回収した世帯数は \hat{n}_{jh} とするということです。それで、 h につきましては属性を表しまして、ここで提案いただいたものは単身世帯を属性 $h=1$ とすると。それ以外の世帯を $h=2$ とするということです。

それで、 \hat{n}^j として、そこに書いてあるようなことで御覧いただきたいのですが、 \hat{n}_{jh} 分の n_{jh} というのを X_{jh} というものに掛け合わせて、それを h に関して差分を取るということです。 \hat{y}^j についても、同じようにやるということです。

それで、最後に k の添え字は都道府県を表すのですが、ここだけ添え字 k を残しました。すみません。

推計値として、 \hat{t} をそこに書いてあるような式で推計してはどうかということです。その心として、対象世帯数 n_{jh} については単位区世帯名簿から把握可能なのではないかと聞いたことに基づいた御提案であるというように理解しております。こうした方が良いのではないかとということだと思います。

その下のところですが、これにより必要となる情報は対象世帯数と回収世帯数、ほかには世帯順位数などであるということです。

それに対するこちら側の回答になるのですが、対象世帯数や回収世帯数というものは把握可能なのですが、属性別の h ごとの世帯数などについては把握できないということがあります。

その理由はなぜかということなのですが、実際にある単位区名簿、単位区世帯名簿には面接拒否や面接不能、あるいはその他の理由により未回収世帯の世帯人員数等が把握できない場合があるということがあります。それで、今、多分、席上に配布したものが実際に把握できない理由であるということです。

よって推計に必要な情報、上の二重枠で困った推計としては必要な情報が不足しておりますので、厚生労働省としてはこの御提案は非常に良い発想だと思うのですが、この推計方法の採用ということは困難であると考えております。

二つ目として、事後層化についてもお話が前回ありましたので、それについても御紹介したいと思います。この事後層化につきましては、平成23年の報告書というものを今日の部会の場でも議論されていますが、これについても過去に検証しております。厚生労働省では全部不詳データ、無回答世帯の補正というものについても過去には検討しております。それで、全部不詳データの補正というものは無回答世帯の情報が何もないことなので、補正自体困難であるとしつつも、一定の仮定を置いて補正というものを検討したという実績があります。

それが別紙参照ということで、お配りしているものの次のページです。右肩に別紙と書いてあります7ページからのものになります。これは平成23年の検討の一部でありまして、

平成25年の審議の場でも御説明しているところになります。今度、改めてここで御紹介したいと思います。事後層化に当たるものはどれかといえば、1の②になります。別紙の冒頭を読みますと、回収できなかった各調査票に関して、以下のような方法で推計値の補正を試みた。3パターンほどあって、②の(1)というものが事後層化に相当するものではないかということです。それによりますと、国勢調査結果として世帯構造と世帯年齢階級の世帯分布というものをを用いて、少し補正して補正した結果がどのようになるかというものを御紹介します。

そうすると、後ろのページです。8ページにグラフがありますので御覧ください。今、言っていることは、国勢調査ベースの世帯数による補正後の世帯票の構成割合の差というものを上の方のグラフで書いています。これによると、黄色の部分が国勢調査ベースの世帯数による補正後の世帯票の構成割合の差というもので、そこそこ合っているように見えます。

その一方で、下の方のグラフを御確認いただきたいのですが、これは世帯員の年齢分布の人数の差を比較したものがああります。世帯そのものを合わせにいく形ですので、結果的にそちらを合わせると、こちらが立たずみたいな感じで、世帯員の年齢分布の人数の差というものが黄色を見ますと、かなり大きくなってしまおうという形です。特に80歳以上のところなど、高齢部分についてはかなりの差が、マイナスが出てきてしまっているということが見てとれるかと思えます。

5ページの方に戻っていただきましてよろしいでしょうか。この検討の結果はということで別紙2ページにおいて提示しているところですが、(ア)としまして世帯構造別の世帯の補正割合の差については、国勢調査との間に乖離がなくなった。これは、これに合わせにしているので当たり前と言えれば当たりの話です。

ただ、そちらを合わせた結果として、世帯員の年齢分布の人数の差については、国勢調査との間に乖離が生じてしまっているということです。

その当時、平成25年はどのように結論がついているかということ、補正結果による別の乖離が生じることが把握されましたということです。補正結果が補正しない場合より、より良くなったかということを含めて、有効性が判断できなかったというように結論づけました。

そういった事情も踏まえまして、厚生労働省としては事後層化も含めて補正を伴う推計方法の変更については、積極的に採用するまでには至らないと考えているところです。

私からの説明は、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。美添先生どうぞ。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 私が質問したことに丁寧に答えていただいて、ありがとうございます。

幾つかあるのですが、まず資料1の4ページ目で、前回、口頭でお話ししたことを式で書くとこんな感じかなということで二重線に書いてあるとおりの趣旨です。ありがとうございます。

前回の部会では、用語の表現として事後層化をいろいろな意味で使ってしまいましたが、正確に理解していただいてありがとうございます。

普通、事後層化というと回収率の差があることを念頭に置かない事後層化の推定式なのですが、ここでは事後層化と言ったり言わなかったりしましたが、この二重線で囲ってあるところは、回収率に差が出て母集団情報を使えないかこの前発言したことに対する回答です。前回念頭にあったものは、調査員が作成している世帯票の情報を利用する方法です。国民生活基礎調査の単位別世帯名簿の例を先ほど見せていただきましたが、確かに惨憺たる有様です。面接不能はともかく、空室を除いてもここは大変苦勞した調査区だということがよく分かる感じはありますが、面接不能でないところで世帯人員数1人、単身とそれ以上という層化はある程度の情報は取れると考えました。

実験してみれば分かるのですが、単位区ごとに単身か、それ以上かという情報を集めることは手間でしょうから、すぐにできるかどうか分かりませんが、完全ではなくても有用な情報ではないかとまだ思っています。

面接不能以外で調査拒否という方たちには、家計調査では世帯票の代わりに準世帯票という基本的な属性だけを書いていただくこともありますので、その辺りも含めて、調査方法の改善について検討する機会に、思い出していただきたいと思います。

事後層化に関しては、前回に続いて平成23年の研究会報告書の話をもう一度詳しく話していただきまして、こちらも明確になりました。ありがとうございます。報告書の記憶があったものですから、前回は層別しているものと思い込んでいて少し間違った発言をしてしまいました。比推定は県単位の人口だけだというので、前回部会の議事録の発言は訂正します。私の理解が行き届きませんでした。

報告書では推定法に関して実験もされているのですが、母集団情報の使い方はいろいろあって、世帯類型別単身と2人以上、それから、年齢構成は平成23年の報告書にある検討結果では年齢階級5歳でなされたのかもしれませんが、総務省の単身世帯では年齢階級は確か3分類なのです。35歳から60歳だったか、その前後までが真ん中で、その上と下、その程度でもある程度の補正ができていますので、推定方法についてはさらに改善の可能性があるのでないか。

回収率の差を反映する方法として、世帯票調査に関しては、現状でも県単位の比推定を使っているので回収率の差も確かに補正されているのですね。この点は既に対応していることを明確に確認してください。統計委員会で前回の答申の際に指摘された非標本誤差の縮小等に向けた取組については、既に行っているということをもう一度、主張していただきたい。

もう一つ、回収率の差に関しては、この二重線に入っている方法が難しいということ

あれば、県単位で単身か2人以上と年齢階級3区分ぐらいで比推定の形になるのか、式としてはこれと同じような式になりますが、県単位での補正については検討の価値があると考えています。

すぐに実施することは無理にしても、もう少し改善の余地があるということが報告書では書かれているので、その辺りは継続的に検討を続けていただくと有り難いと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。持ち帰って検討の余地があるのではないかと御意見なのですが。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 先ほどの二重枠のところを県単位でということですが、まず調査区単位で属性ごとのnjhは分からないので、結局、県レベルで行ってもそここのところの正確な把握というものが少し難しいかと思っております。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 すみませんが、それは要らないというつもりで言ったのです。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 これは要らないのですか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 はい。県単位であれば、少し遡れば国勢調査を使えば情報はあります。古い情報になりますが、古くはなっても十分有効な情報として使い道があると考えます。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 今、私が御紹介した別紙の正に②の(1)とは違うのでしょうか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 よく似ていると思うのですが、これが有効かどうか。ここの世帯主年齢階級別は5歳刻みということですか。資料1の7ページの真ん中辺りにある②です。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 ②で8ページを見ていただくと分かると思うのですが、世帯構造別として上のグラフのX軸、横軸を見ていただくとどういう世帯構造を取っているかということと、後は年齢階級の方は下のグラフの横軸を見ていただくと5歳刻みで取っているということになります。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 上の図は、世帯がぴったり合っているでしょうということですね。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 はい。これは合わせにしているから、そうになっています。

○白波瀬部会長 そこは余り強調できないのではないかと御意見なのですが。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 とても合うだろうと自慢するより、無理やり合わせにいくとこういう推計結果になるということです。

○白波瀬部会長 美添先生からの御提案は、いろいろ御検討されていて、この短時間でかなりいろいろな資料も出していただいている、それについては全ての委員も感謝している

わけです。

でも、積極的に採用するまでには至らないと考えているという結論を出されているのです。これについてはもう検討したということで、平成23年の報告書を中心にいろいろな説明がなされたのですが、継続的に検討する必要があるということですし、実はこの中でとても重要な課題がもう一つあって、平成22年の国勢調査と国民生活基礎調査の関係性について、いろいろ検討を続けてくださいということは、この中で明記されているのですね。

ですから、もちろんそれは設計上、当然ずれるでしょうということもあるのですが、当然ずれるでしょうということを一応理解した上でもどういうことができるのかという更なる改善も続けていただきたいということなのですが、それについてはもう改善する余地がないというお答えだとしてよろしいのか。もう改善する余地はないということでしょうか。○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 少し話がずれますが、数学の証明などで、その命題が成立しない場合には、一つ反証材料を与えれば良いということなのですね。

正にこの平成17年、19年で行ったデータの比較というものは、この推計方法が妥当ではないということを十分に説明する一つの反証材料になっている形になりますので、仮に平成22年のデータで一定の改善が見られたとしても、それは一つのインプットに対して正しいアウトプットが出ない推計であるということですので、この推計を採択することはできないというのが回答になります。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 平成25年の答申の際にも、私どもの方でできる限りの研究をやった。その上で各省、府省横断の場で更に検討していくべきということで、初めの部会のときにも申し上げましたように、基本計画にもそういう記述がされて、私どもとしてはそれにこういう研究結果を積極的に提供していった上で、府省横断の場で御議論いただきたいと考えております。

○白波瀬部会長 ただ、どの統計調査についても同じなのですが、府省横断で検討するためには実際の調査実施者が積極的に材料を提示しないと、テーブルに参加できませんので、ただ、府省横断で良しというような形で納得を得られることはなかなか難しいと私は思っているのです。当然これは共通するサンプリングの話ですので、それぞれの統計調査が共通する課題を抱えていますから、それは当然、府省横断ということだとは思いますが、ただ、国民生活基礎調査は言い換えれば、国民生活基礎調査独自の特徴があるわけですね。その特徴をいろいろこの中で議論していて、推計についてはこれ以上はできない。

私は、若干そここのところは専門が違うからかもしれないのですが、もう少し足元のところで回収率をどのように上げるのか、あるいは、実際の母集団というものは、ブラックボックスが何パーセントかあって絶対的に見えないということであれば、これは国民生活基礎調査の台帳として擬似母集団というような形での議論というものをもしかしたら積極的に展開すべきかもしれないと私自身は思っているのですね。

ただ、積極的にそれを出すためには、やはり大きく真なる母集団から外れていないという足元の努力を一つ置きながら、国民生活基礎調査としての特徴を全面的に展開するしかなくて、推計が真なる母集団との間でのずれというところの話になると、今の御説明にもあるようになり終わりのないところになるのではないかと考えているのです。

そうすると、推計そのものの議論ということで、推計のこの提案については終わり、ただ、これは推計というごく一部のトピックについての調査実施者の方の御意見ということで承りたいのですが、これが全体のもう少し大きな意味で、この研究会が立った背景にある意味付けのところ、その分布の特徴を含めて検討は継続すべきということについては、その報告の中にも入っているのです。しかし、それはもう調査実施者としては受けないというようなことなのですか。その点、いかがですか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 今でも、毎年の推計に至っては推計人口に補正にしているわけです。

それで、前回やった研究はあくまで国勢調査の世帯数に合わせていくということを試したわけです。そうすると、世帯数に合わせるから当然世帯数は合うのですが、世帯人員の方を見ていくと逆の乖離が出てきているという話なのです。

○白波瀬部会長 推計はそうですね。

それで、今少し申し上げたことはその手前の話というか、要するに台帳自体がこのような形になっているわけで、これは要するにもう分からないブラックボックスの方が大きいということですね。かなり良い例を出していただいたので、本当に調査地区というものが仮のデフォルトで本当のデフォルトになり得ないというような、これだけの調査不能なり、拒否なり、空室があるということなのですが、いかがでしょうか。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 この例は2枚出していますが、一つは非常に分からない部分が多い。2枚目の方は、比較的世帯数が分かっている方の例を出したということで、極端な例というようにお考えいただいて、全体の面接不能率や、拒否率というものは、前回お示ししましたように、大規模の世帯票では面接不能が12パーセントや14パーセント程度、拒否の方は5パーセント弱という形になっているということです。これは、あくまでも例です。

○白波瀬部会長 推計方法について、いかがでしょうか。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 丁寧な実験を今までなさっていたということは、この資料でもよく分かりました。是非こういうことをもっと積極的に発言していただきたいと思います。ところで推計法に関して、今の通し番号で8ページのカラーのついたグラフで、下の段の人数の差は実数で書いてある、本来は比で測るべきですが、比で見ると多いところでも数ポイント、せいぜい5ポイントの誤差です。この差は、80歳以上を除けばそんなに極端なものですか。

この差は確率的な誤差である推計誤差と比較してそれほど決定的とも思えないのですが、いかがですか。相対誤差にして、推計誤差の範囲をはっきり超える程度ですか。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 大きいと思います。8ページで80歳以上のところに着目していただきたいのですが、世帯票、青ですね。実際の数値のものとして、黄色が今行った国勢調査ベースの補正というものなのですが、青い棒と黄色い棒を比較するとやはり乖離が大きくなっているなど、私はそのように視認できるのですが。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 この年齢階層はそもそも誤差が大きいのですが、全体として見て、相対誤差率等で我慢できないのかどうかということは、これだけ見たら正確に判断できないのですが。

○永瀬委員 基本的な質問をしてよろしいですか。

この青い線が、現在のものと思ってよろしいのですか。青いこの拡大乗数考慮というのが現在のもので、そして黄色が国勢調査に世帯数を合わせているので上のグラフでは完全に合うものの、下のグラフでは、その方法ではこの青と黄色の差があるということを見てほしいということによろしいですか。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 そうです。大きいと思います。

○永瀬委員 ちょうど逆になるわけですね。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 階級によってはですね。

○永瀬委員 若い人の人数がかなり少な目になっている。あるいは高齢者が多目になっているという。このことは、逆のような方向に出てくることですね。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 だから、試算した結果が正しいかどうかということは、仮に変えたとすれば、私どもの方が説明責任を負うわけで、その際には新しいやり方が正しいとはなかなか言えないということだろうと思います。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 正しいかどうかではなくて、誤差の範囲はどのぐらいかということを確認したかっただけです。全体に見て80歳以上は指摘のとおり、もともと50万人程度だったものが150万程度、推計人口に比べて少な目に出るということは確かですが、比率で評価しても決定的な差ですかということと、また、他の年齢階級でも同じことが言えるのですか。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 今、皆さんに御覧いただいて、果たして、青に比べて黄色が優れていますかというのも、見ていただくしかないかと思います。

○永瀬委員 80歳以上で大きな差があるということは、国民生活基礎調査が施設に入っている方を対象にしていないということとは関係あるのではないですか。

○白波瀬部会長 このことは、既に報告書に書いてありまして、施設に入っていらっしゃる方について、やはり対象者として何か検討が必要ではないか。どんどん高齢化が進んで

おり、施設に行かれる方が多くなるわけですので。

○永瀬委員 おっしゃるとおり、この点は報告書に書いてありました。ここでこういう乖離が起きているということは、むしろ正しく推定されてこうなっているのか、そうではないのかということで、解釈を教えていただきたいと思って質問した次第です。

○白波瀬部会長 私も、そういう意味なのです。既に平成23年度時点の報告書に書いてあるので、それについては当然、調査実施者なのでそれを受けて、それについての検討は当然なさっているはずだと思ったので、すぐに回答が出るものだと思ったのですが、少しそこは申し訳ないですが、御覧いただいたら分かるでしょうということは良くないと思うのです。

もちろん、専門家から言うと、こんなことだったら一目瞭然でしょう。でも、美添先生がおっしゃっていることは、もちろんびったり同じというわけではないですが、普通に考えても全体に与える効果というものは、それぞれ年齢層のサイズがかなり違ってきますので、高齢化が進むから80代以上はずっと増えますが、今、永瀬委員もおっしゃったように、その辺りの人たちは今後ますます施設の中に入ることになりますから、妙な形でこちらに残っている人がずれてくるというような極めて基本的な現象が日進月歩で起こっているはずなので、それを含めて、これはなぜその結論に至ったのかという、もう少し具体的な数値で御説明いただけるととても有り難いです。多分、そこは説明できますよね。難しいですか。

でも、統計学でもこれを見たら分かるでしょうというものです。違い自体がどれだけあるかどうかということは、そういう見方ではないのですよね。

○柴田厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室総合解析係長 少し違うのですが、永瀬委員と美添先生に回答したいと思います。

まず、施設に入っている方は国民生活基礎調査がそもそも調査対象にしないということなので、大きく言えば、どちらにもその人たちはカウントされていないということで、その影響があるかということは難しいところなのですが、どちらかに入っていて、どちらかに入っていないから、この差が出ているということではないです。

○永瀬委員 でも、総務省の推計人口には入っていないのですか。

○柴田厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室総合解析係長 推計人口についての資料は不足していて申し訳ないのですが、そういうことであれば、青と黄色の両方が下にずれているということは、その施設の人を調べていないということが影響しているかもしれません。それで、青と黄色の差に関しては、恐らく影響していないと言えるかと思えます。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 ベースラインが下にずれるということですね。

○柴田厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室総合解析係長 それから、美添先生の御提案に関してなのですが、世帯構造というものは国勢調査を使うということですが、

そうすると何年かは同じ世帯構造の分布を使うということになりまして、結局、推計で毎年変わる部分というのは、都道府県・指定都市別の総人口だけになるということなので、特に単身世帯などは同じ国勢調査を補正に使っている限り、ずっと同じ構成割合になってしまうということが起こりまして、少しその経年変化というものが見にくくなるのかなという気はいたします。

○白波瀬部会長 この辺りはなかなか落としどころが難しいのですが、この段階で了解をしまったという形には行きませんので、申し訳ありませんが、推計については再度整理していただいて、次回も簡単で結構なのですが、説明いただき、調査実施者としての結論を頂くというような形をとりたいと思います。よろしいでしょうか。齋藤専門委員、何かありますか。よろしいですか。

○齋藤専門委員 はい。

○中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室室長 すみません。どういうものを御用意すればよろしいのですか。

○白波瀬部会長 それをこちらに聞くのですか。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 部会長がそのような発言だったので、お伺いしているものです。

○白波瀬部会長 委員から複数の意見が出たのですが、推計方法について調査実施者としては、もうこれ以上の改善はできないということですね。

○武井厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課課長補佐 そのように申し上げました。

○白波瀬部会長 それについて、こちらの方としてはなぜそうなのかというのが少し納得いかないということだと思っております。どうぞ。

○永瀬委員 この間、頂いた資料にあります、施設に入っている高齢者数は確か150万人でしてでしょうか。国民生活基礎調査で家族の中で施設に入っている方の人数ということで前回、お調べいただきましたね。この方々はつまり、調査の対象に外れています。このように対象から外れる高齢者が大体何万人いるのか、ということなど、それを一つずつ積み上げて良いのかなとは思っています。

○白波瀬部会長 一つは美添先生からもお話がありましたが、ここでの推計方法の違いというのは誤差の範囲かどうか、問題はないという、それも少し数値的に説明があるととても有り難いということです。それは、ただ追加資料で出していただければ良いと思います。

○永瀬委員 先ほど150万人と申しましたが失礼しました。前々回の11月30日の部会資料の2で、社会福祉施設の入所者の状況ということで、社会福祉施設入所者総数が105万人というように資料を頂いていました。社会福祉施設入所者で除外されている方の人数はこれとなります。

○白波瀬部会長 高齢層のということで永瀬委員から御意見があったのですが、もしもこ

れ以上の資料が出ないというようなことでしたら、少し私の方で検討させてください。本件については私の域を超えるかもしれないので、いずれにしても統計委員会に上げなければいけませんので、本件は要するに調査実施者としてこれ以上推計の改善の余地はないという結論を出していただいたということで、こちらの方としては調査実施者がそういう形で結論を出されたのであれば、こちらがそれを受けるとか、受けないかという議論になってしまうので、それでよろしいということになってしまうことは一番望ましくないと思いますが、この流れからいうと致し方ありません。それを承ってこちらの方で検討して統計委員会の委員長に御相談するというような形にしたいと思います。

では、これ以上議論を進めるというか、調査実施者の方からそういう形での答えがありましたので、こちらとしてもまだ内容に入ることができないような気がいたします。それ以前のところで、御対応はもう難しいということですので。

何か別に御意見等がありましたらどうぞ。ありますでしょうか。

○永瀬委員 先ほど申し上げたことですが、社会福祉施設に入っていて、国民生活基礎調査の調査対象から外れる方が100万人ぐらいいるとすると、総務省の推計人口よりも国民生活基礎調査の高齢者数が少な目に出てくるということは、おかしくはない。逆に多目に出てくるとしたらむしろおかしいと思われまます。つまり合わせるべき人数というのが、高齢者の部分は総務省の推計人口で本当に良いのかどうかということをおっしゃったという意味です。

言っている意味合いが分かりにくいのではないかと思いますので繰り返しますと、高齢者の人数が総務省の推計人口よりも少な目になっているということ全部が誤差というわけではない。

高齢者で介護医療等の施設に入っている方はもともと捉えないような調査の設計になっているので、それは誤差ではなくて実態という側面があるのではないのですか、という質問を先ほど言いました。私の言い方が少し分かりにくかったのではないかと思いますので、もう一度繰り返させていただきます。

○美添青山学院大学経営学部プロジェクト教授 岩崎先生を中心にして行った研究の報告書の内容は本当に素晴らしいと思います。統計学会を代表するような専門家を集めて行った研究でここまでの結果が出たことは高く評価したいし、厚生労働省としてもここまでやりましたということは自信を持って広く公開すれば良いと思うのです。

ただ、これで終わりだ、これ以上できませんということではなく、まだまだやることがあるということが正直な感想で、この報告書で行ったものと同じような研究会を今後とも設けるなどして検討するというぐらいは発言があっても良いのではないのでしょうか。

○白波瀬部会長 そうですね。これ以上はないと、こんなに簡単に結論がついたということ自体、私も驚いたのですが、私もこの報告書は専門外なのですが、読ませていただいて、かなり良いことが書いてありまして勉強もさせていただきました。

繰り返しになるのですが、国民生活基礎調査というのは国を代表する統計の一つですが、統計自体に癖もありますから、その癖自体は国民に周知しなくてははいけません。

それで、どこに合わせるかという議論になりますと、そこはもしかしたらその特徴ゆえに限界があるかもしれない。ただ、そこを限界という場合、これ以上何をするのだという形での受け止め方というか、対応の仕方は、私は余り良くないと思います。

口論という形でこの部会が成立しているわけではありませんで、それぞれかなり一生懸命、限りある時間を費やして、どうしたらうまく統計委員会の方で展開できるかということを考えて行ってきたのですが、こんなにあっさりとできませんと言われてしまうと、次の手がありませんので、とりあえずは結論というものを受け止めさせていただきまして、今後のやり方を事務局を含めて検討させていただきたいと考えております。

それで、一応、最初に申し上げたように1月18日を次回部会として予定しているのですが、改めまして事務局から御連絡を差し上げさせていただくということをお願いしたいと思います。

では、今日はこれまでということで大変御苦勞様でした。